第２次
草津市多文化共生推進プラン

令和8年（2026年）3月

草津市

はじめに

草津市では、令和3年（2021年）4月に「草津市多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生社会の実現に向け各種施策に取り組んでまいりました。全国的に人口減少や少子高齢化が進む中、本市においても将来的な人口減少は例外ではなく、地域社会や経済の担い手の確保が課題となってきています。こうした状況の中、国においては、人手不足分野における人材の育成・確保を目的として新たに育成就労制度を創設するなど、外国人材の活躍を推進しており、今後も在留外国人の増加が見込まれます。

草津市に住民登録のある外国人の数は、令和7年（2025年）3月末時点において3,600人で、新型コロナウイルス感染症による入国制限の影響により、一時は減少したものの、近年は増加傾向にあり、多様な国籍や文化的背景等を持つ人たちが地域社会の一員として生活しています。活力のある草津のまちが持続的に発展していくためには、外国人市民も多様な視点や価値観を持つ地域社会の重要な担い手であるという認識のもと、様々な主体が連携・協働して多文化共生のまちづくりをしていくことが重要です。

そのようなまちの実現に向け、社会情勢の変化やこれまでの取組の実績等を踏まえ、新たに「第２次草津市多文化共生推進プラン」を策定いたしました。本プランでは、草津市多文化共生推進プランの基本理念「お互いの違いを認め合い 共に支え合う 誰もが幸せを感じる多文化共生のまち 草津」を引き継ぐとともに、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「意識啓発と社会参画支援」、「地域活性化の推進やグローバル化への対応」を基本方針として掲げ、各施策の方向性を示しています。行政や関係団体の連携はもとより、外国人市民と日本人市民が互いに理解し合い、力を合わせることで、全ての人が安心して生活し、多様性を生かして輝ける社会の実現を目指してまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本プランの策定にあたりまして、御尽力をいただきました草津市多文化共生推進プラン策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケートやヒアリング調査に御協力いただきました皆様、貴重な御意見をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年（2026年）3月

草津市長　橋川　渉

―目次―

第１章　プラン改訂にあたって
　１　背景・趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　２　プランの位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　３　計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　４　推進に向けて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　５　プランの周知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

第２章　多文化共生を取り巻く現況
　１　国の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
　２　滋賀県の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
　３　草津市の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
　４　現状から見える草津市の課題　・・・・・・・・・・・・・・・　13

第３章　多文化共生の推進に関する基本的な考え方
　１　多文化共生のまちづくりの意義　・・・・・・・・・・・・・・　14
　２　基本理念と体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

第４章　多文化共生施策の展開
　１　コミュニケーション支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
　２　生活支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
　３　意識啓発と社会参画支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
　４　地域活性化の推進やグローバル化への対応　・・・・・・・・・　29

第５章　多文化共生施策の推進
　１　それぞれの役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31

資料編
　本プランにおける用語の定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・　34
　用語解説（五十音順）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　34
　草津市多文化共生推進プラン策定委員会　委員名簿　・・・・・・・　37
　草津市多文化共生推進プラン策定委員会　経過　・・・・・・・・・　37
　パブリックコメント　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37

第１章　プラン改訂にあたって

１ 背景・趣旨

日本で生活する在留外国人数は年々増加しており、令和6年（2024年）末時点では376万8,977人と過去最多を更新しています。

全国的に急増する在留外国人への施策の必要性が高まる中、総務省は、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するため、平成18年（2006年）3月に地方自治体に対し「地域における多文化共生推進プランについて」を通知し、滋賀県は、平成22年（2010年）4月に「滋賀県多文化共生推進プラン」を策定しました。

在留資格制度については、平成31年（2019年）4月に深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための「特定技能」が創設、その後も対象分野が拡大され、在留外国人の増加が進みました。また、令和6年（2024年）6月には「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の改正により、日本の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする「育成就労制度」が創設されることになり、令和9年（2027年）に施行される予定です。

このような外国人受入施策の拡大や社会情勢の変化等による全国的なやさしい日本語の普及・活用の必要性の高まりやデジタル技術の進展を踏まえ、国においては、令和元年（2019年）6月に「日本語教育の推進に関する法律」を施行、令和2年（2020年）9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂されました。また、滋賀県においては、直近で令和7年（2025年）3月に「滋賀県多文化共生推進プラン」を改定されました。

草津市においても、在留外国人数は年々増加し、令和7年（2025年）3月末時点で3,600人、総人口の2.56%を占めています。そのような中、草津市で暮らし、働き、学ぶ全ての人が、国籍等の違いにかかわらず、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会を目指す必要があることから、令和3年（2021年）4月に「草津市多文化共生推進プラン」を策定し、多様な主体と協働して多文化共生のまちづくりの推進に取り組んできました。

そのプランの計画期間が令和7年度（2025年度）をもって最終年度を迎えることから、本市を取り巻く社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、総務省や滋賀県のプランの改訂を踏まえ、デジタル技術を有効に活用しながら、近年重要視されているウェルビーイングの向上も含む多文化共生社会の実現に向け「第２次草津市多文化共生推進プラン」を策定しました。

2 プランの位置付け

このプランは、「草津市総合計画」を上位計画とし、令和2年（2020年）9月に総務省が示した「地域における多文化共生推進プラン（改訂）」および令和7年（2025年）3月に滋賀県が示した「滋賀県多文化共生推進プラン（第３次改定版）」の方向性を踏まえて策定するものです。多文化共生に係る本市の特性や課題を整理し、関連する個別計画との整合性を図りながら、市民、市民公益活動団体、事業者等の役割や推進する取組を体系的にまとめました。

また、平成27年（2015年）の国連サミットでは、17の目標と169のターゲットで構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。これは「誰一人取り残さない」を理念とした国際目標です。本プランにおいても、持続可能な開発目標（SDGs）とも関連付けながら取組の推進を図ります。

3 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。なお、計画期間内であっても経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応、定住化傾向の在留外国人の増加や国籍や在留資格の構成変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

≪多文化共生とは≫

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

（平成18年（2006年）3月　総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より）

４ 推進に向けて

多文化共生社会の実現には、各主体がそれぞれの立場で活動していくと同時に、推進主体同士の連携、協働による活動の促進が必要であり、「第２次草津市多文化共生推進プラン」に基づく取組や施策を計画的かつ総合的に推進するため、まちづくり協働部（まちづくり協働課）が中心となって、関係部局や関係団体と横断的な連携を行いながら、施策を推進します。

プランの進捗管理については、関係各課と引き続き課題等を共有しながら、各種取組状況の点検・評価を行います。

５ プランの周知

市ホームページやSNS（LINE、X等）で本プランについて発信するほか、「やさしい日本語」で周知を図ります。

第２章　多文化共生を取り巻く現況

１ 国の状況

日本の在留外国人数は、令和6年（2024年）12月末時点で376万8,977人（前年比35万7,985人、10.5%増）で過去最多を更新しました。（図１）

在留カードおよび特別永住者証明書上に表記された国籍・地域の数は195（無国籍を除く）で、最も多い国籍・地域は中国で873,286人（前年比51,448人増）、次いでベトナム634,361人（同69,335人増）、韓国・朝鮮432,444人（同2,017人減）となっています。（図２）

在留資格別では、「永住者」が918,116人（前年比26,547人増）と最も多く、次いで「技能実習」456,595人（同52,039人増）、「技術・人文知識・国際業務」418,706人（同56,360人増）、「留学」402,134人（同61,251人増）、「家族滞在」305,598人（同39,578人増）と続いています。直近5年間（令和元年（2019年）末から令和６年（2024年）末まで）で、「特定技能」や「技術・人文知識・国際業務」の人数が大きく増加し、また、在留期間が無期限の「永住者」の人数も年々増加しています。（図３）

（図１）在留外国人数の推移（各年12月末時点）

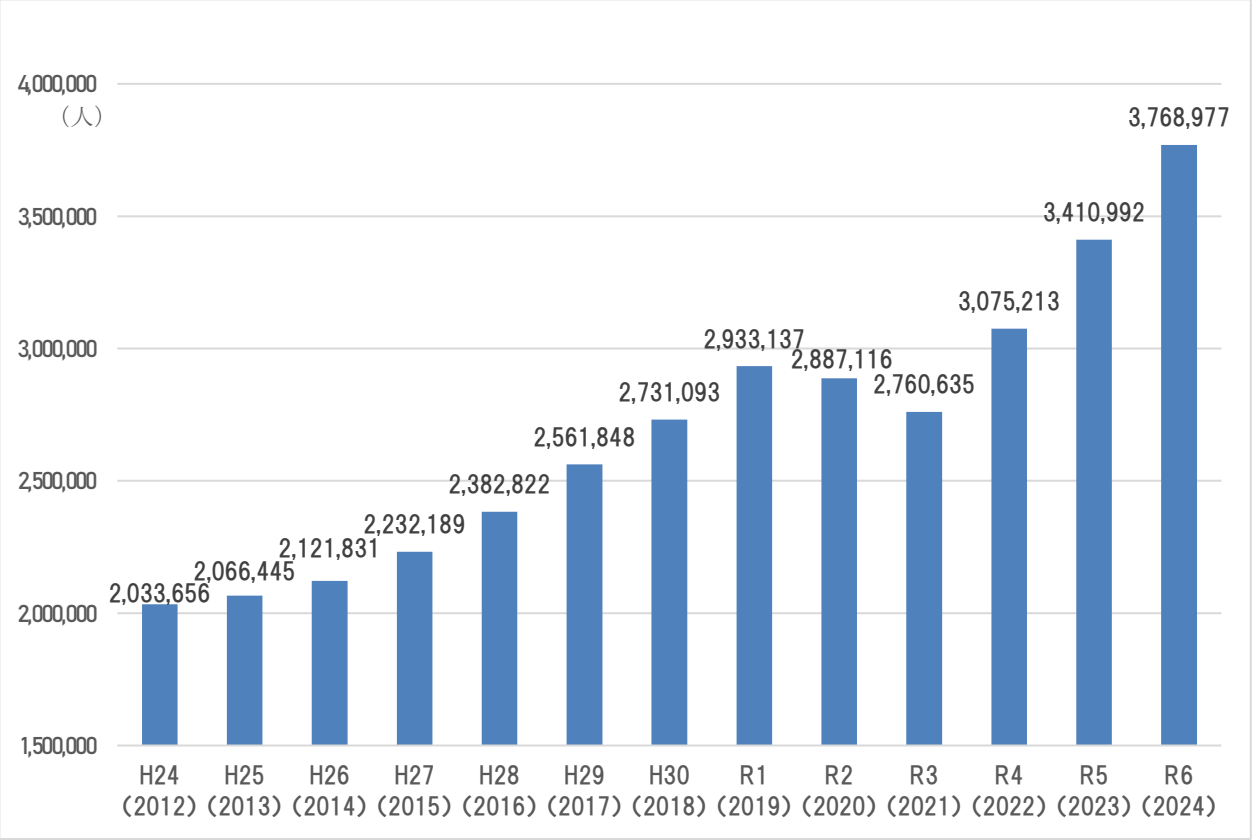

資料：出入国在留管理庁「令和6年末現在における在留外国人数について」

（図２）国籍別在留外国人数の推移（各年12月末時点）

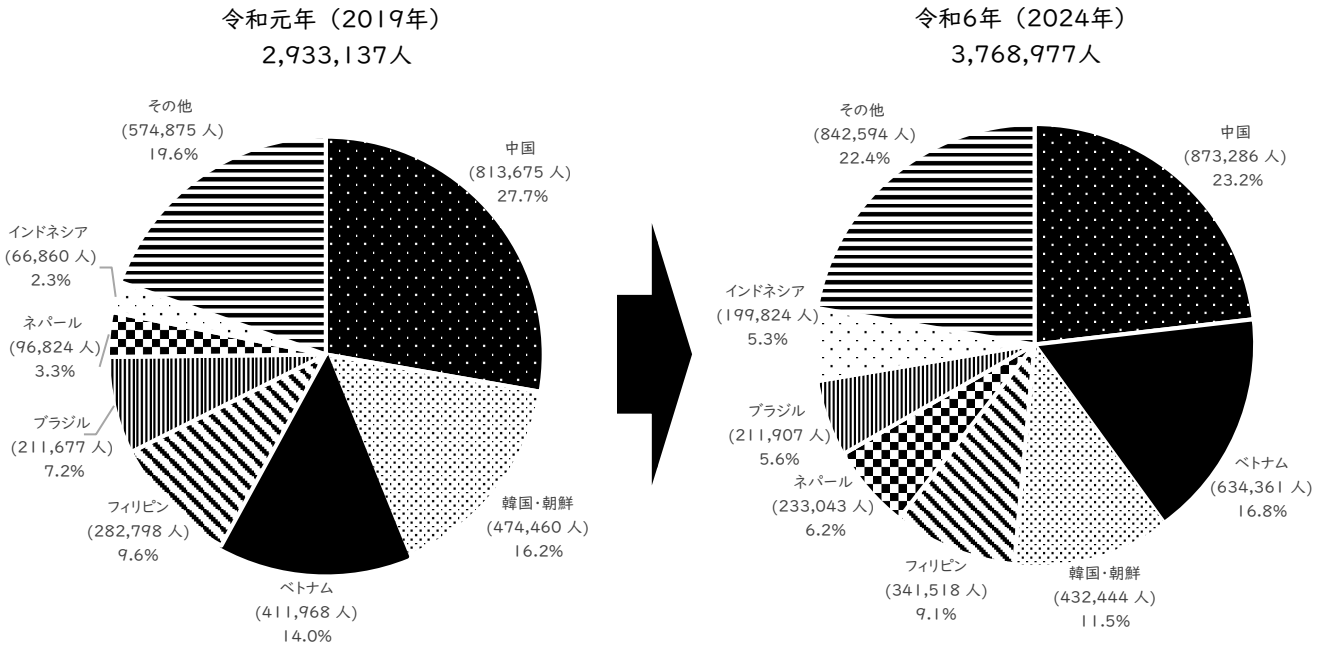

資料：法務省「在留外国人統計（2019年12月末）」
出入国在留管理庁「令和6年末現在における在留外国人数について」
※端数調整の関係で100%にならないことがあります。

（図３）在留資格別在留外国人数の推移（各年12月末時点）

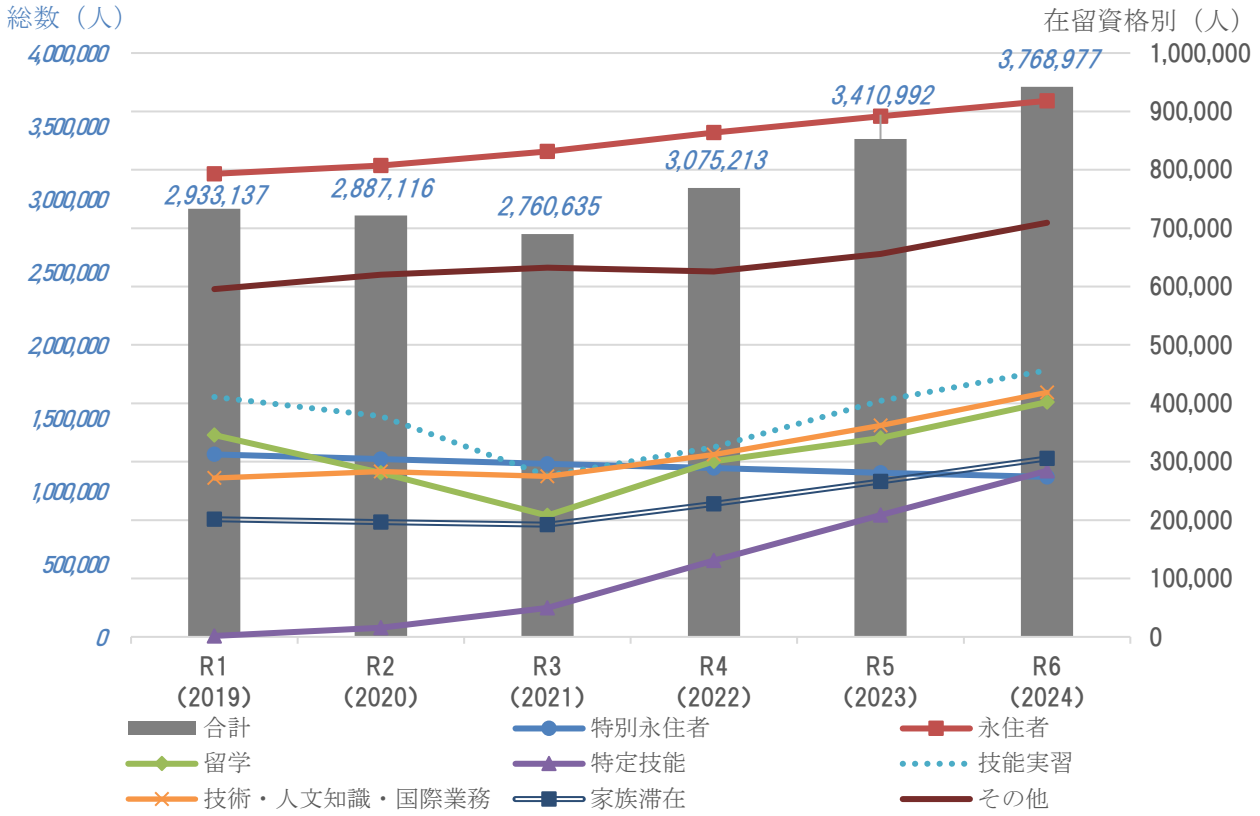

資料：出入国在留管理庁「令和6年末現在における在留外国人数について」

2 滋賀県の状況

滋賀県の在留外国人数は、令和6年（2024年）12月末時点で41,475 人（前年比2,109人、5.3%増）で3年連続過去最多を更新しました。県全体の在留外国人数の割合は2.95%で、県民の約34人に1人が外国人となります。（図４）

在留外国人の国籍・地域の数は97（無国籍を除く）で、 最も多い国籍・地域はベトナムで10,742人（前年比1,157人増）、次いでブラジル8,954 人（同297人減）、中国4,555人（同185人減）となっています。前年比で増加の大きい国籍は、ベトナム（1,157人増）、インドネシア（591人増）、ミャンマー（456人増）となっています。（図５）

在留資格別では、「永住者」が10,787人（前年比218人増）と最も多く、次いで「技能実習」6,575人（同832人増）、「技術・人文知識・国際業務」4,909人（同292人増）、「定住者」4,696人（同252人減）、「特定技能」3,206人（同687人増）と続いています。前年比で最も増加が大きい在留資格は「技能実習」（832人増）でした。（図６）

（図４）滋賀県の在留外国人数の推移（各年12月末時点）

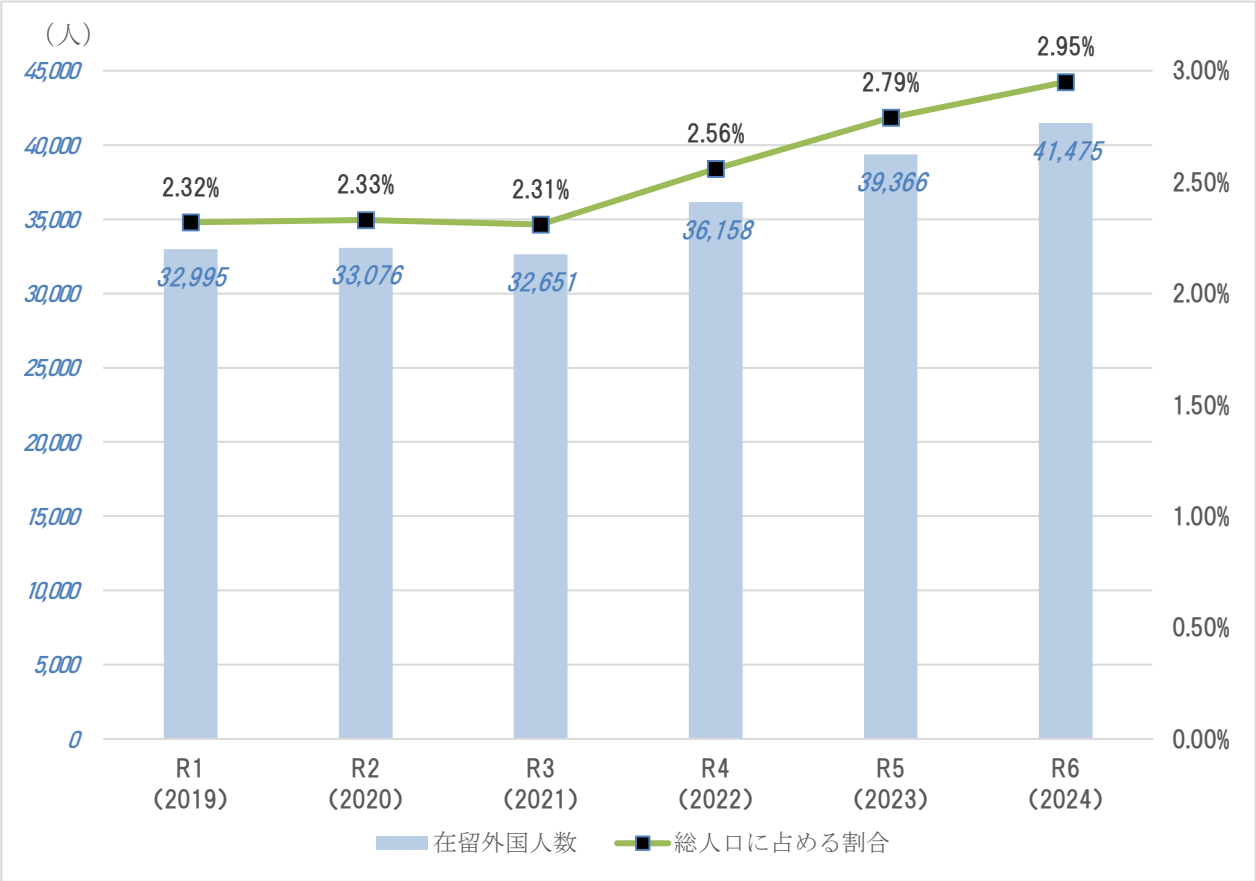

資料：滋賀県「外国人の住民基本台帳人口調査」

（図５）滋賀県の国籍別在留外国人数の推移（各年12月末時点）

令和元年（2019年）
32,995人

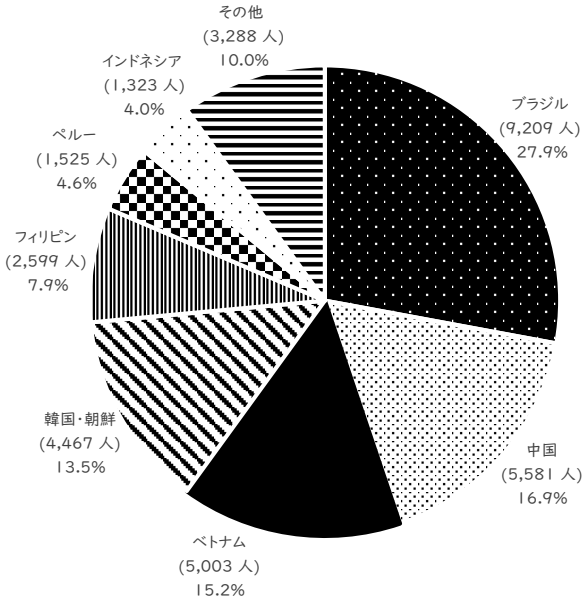

令和6年（2024年）
41,475人

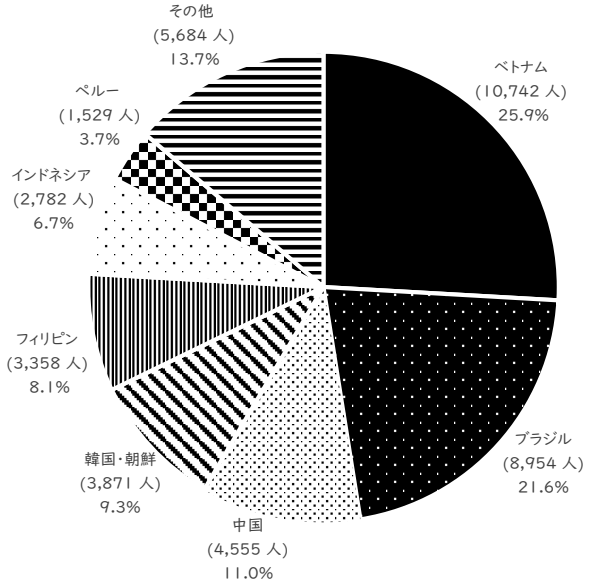

資料：滋賀県「外国人の住民基本台帳人口調査」
※端数調整の関係で100%にならないことがあります。

（図６）滋賀県の在留資格別在留外国人数の推移（各年12月末時点）

令和元年（2019年）
32,978人

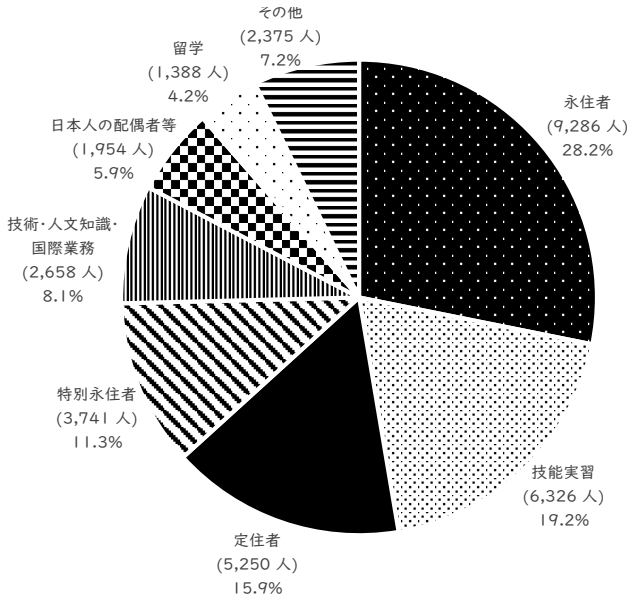

令和6年（2024年）
41,475人

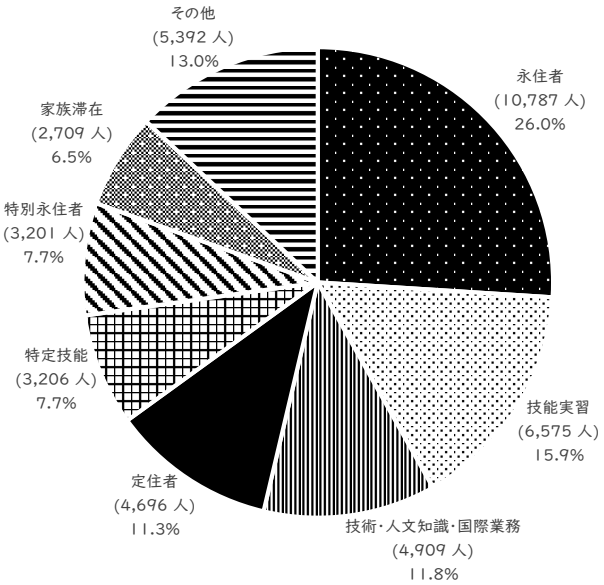

資料：滋賀県「外国人の住民基本台帳人口調査」
※端数調整の関係で100%にならないことがあります。
※市町ごとのシステム仕様上の違いや、取得時期の違いにより、（図５）の総数と（図６）の総数が異なっています。

（表１）県内市町別在留外国人数（令和6年（2024年）12月末時点）

	ベトナム	ブラジル	中　国	韓国・朝鮮	フィリピン	インドネシア	ペルー	その他	合　計	外国人の占める割合
大津市	588	152	1,102	1,640	401	225	74	1,397	5,579	1.62%
彦根市	1,337	467	523	169	482	131	58	707	3,874	3.49%
長浜市	882	1,504	379	96	380	171	177	469	4,058	3.61%
近江八幡市	926	337	188	148	195	151	24	262	2,231	2.72%
草津市	994	183	864	457	226	192	47	589	3,552	2.53%
守山市	315	45	213	176	97	175	47	169	1,237	1.44%
栗東市	504	245	175	174	130	202	113	189	1,732	2.46%
甲賀市	1,176	1,691	300	181	354	257	349	433	4,741	5.40%
野洲市	284	35	111	103	46	395	12	166	1,152	2.28%
湖南市	983	1,467	136	243	170	338	353	321	4,011	7.42%
高島市	286	30	63	167	43	83	0	176	848	1.88%
東近江市	1,482	1,564	238	207	545	288	171	442	4,937	4.43%
米原市	245	142	113	26	33	40	0	94	697	1.89%
日野町	334	361	44	33	38	39	24	101	974	4.71%
竜王町	56	29	26	10	15	42	5	53	236	2.10%
愛荘町	231	575	46	33	139	39	61	64	1,188	5.65%
豊郷町	59	108	20	0	41	7	0	21	260	3.65%
甲良町	40	9	10	6	11	0	6	23	109	1.70%
多賀町	20	10	0	0	12	0	0	8	59	0.80%
合　計	10,742	8,954	4,555	3,871	3,358	2,782	1,529	5,684	41,475	2.95%
割　合	25.9%	21.6%	11.0%	9.3%	8.1%	6.7%	3.7%	13.7%	100.0%	―

資料：滋賀県「外国人の住民基本台帳人口調査　結果概要（集計表）」

※ 0～4人の場合は「0」と表示しているため、各行、列を合計した値は合計欄の数字と一致しないことがあります。

3 草津市の状況

○　国全体では人口が減少局面に入っている中、令和3年（2021年）3月に策定した「第６次草津市総合計画基本構想」における推計では、依然、継続して人口は増加しています。令和12年（2030年）には147,400人程度に達する見通しとなっており、その後は減少に転じ、令和22年（2040年）には143,200人程度になると見込まれています。また世帯数は、人口増加に伴って増加し、推計では、人口のピークよりやや遅れて令和17年（2035年）がピークとなり、令和22年（2040年）には68,500世帯程度になる見込みです。（図７）

○　令和7年（2025年）3月末時点で、草津市に住民登録のある外国人の数は 3,600 人であり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時減少に転じたものの、令和４年（2022年）以降再び増加傾向にあります。（図８）

○　草津市に住民登録のある外国人の市の総人口に占める割合は 2.56％で、人口の約39人に1人が外国人です。

○　草津市に住民登録のある外国人と日本人の年齢別人口を比較すると、外国人は、「25-29歳」が最も多く、次いで「20-24歳」、「30-34歳」と続きます。20歳から49歳までが、全体の76.6％を占めるのが特徴です。一方で、日本人は、「50-54歳」が最も多く、次いで「45-49歳」、「40-44歳」と続きます。また、65歳以上の人口比率を比較すると、高齢化率は日本人の22.9％に対し、外国人は5.3％と低くなっています。（図９）

○　草津市に住民登録のある外国人の国籍・地域の数は 56（無国籍を除く）で、最も多い国籍・地域はベトナムで、次いで中国、韓国・朝鮮となっており、これらの国籍が外国人の約64％を占めています。近年の傾向として、東南アジア出身者が増え、特にベトナム国籍は令和2年（2020年）の514人から令和7年（2025年）には1,026人と大幅に増加しています。（図１０）

○　在留資格別では、「永住者」が最も多く、次いで「留学」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能実習」、「家族滞在」と続いています。また、令和2年（2020年）と令和7年（2025年）を比較すると、「永住者」および「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能」といった在留資格を有するものの割合が増えています。（図１１）

○　日本語指導が必要な児童生徒数は、平成27年（2015年）に児童21人、生徒6人で、年によって増減はあるものの、近年増加傾向にあります。令和7年（2025年）には、児童33人、生徒8人となっています。（図１２）

（図７）草津市の推計人口（令和3年（2021年）3月時点※）

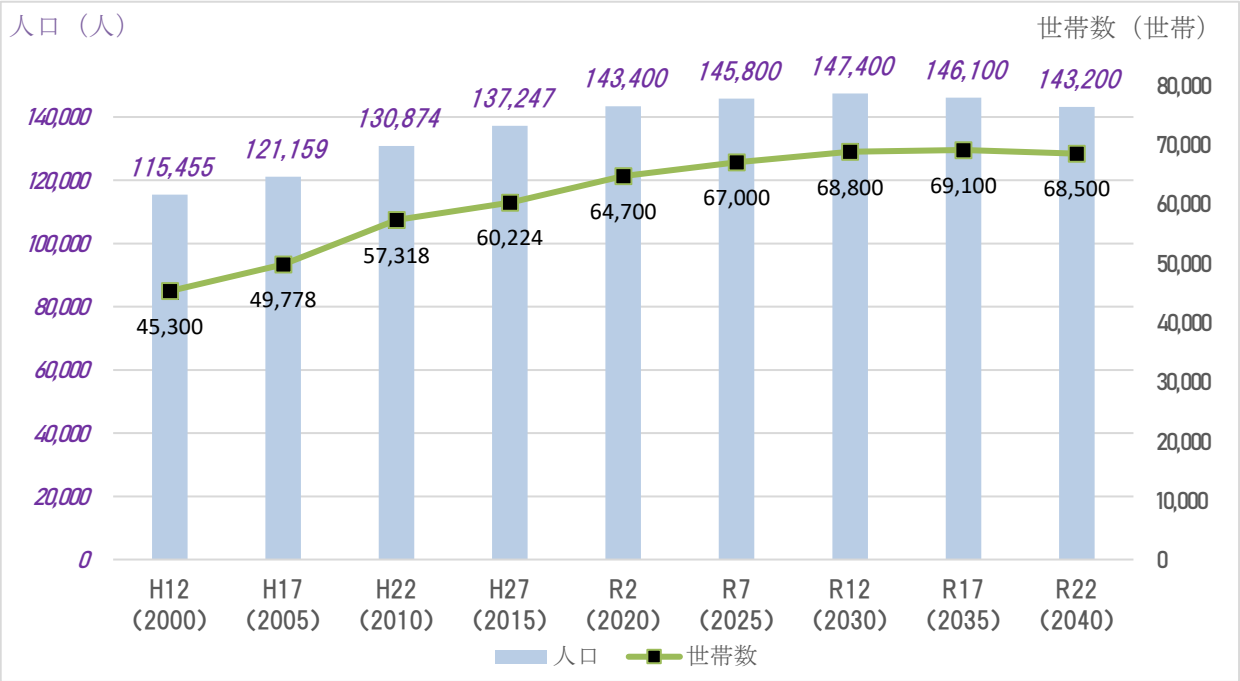

資料：草津市「第６次草津市総合計画基本構想 2021-2032」
※令和3年（2021年）3月に策定した上記資料のデータ。
平成27年（2015年）までは国勢調査実績値、令和2年（2020年）以降は推計値。

（図８）草津市の在留外国人数の推移（各年3月末時点）

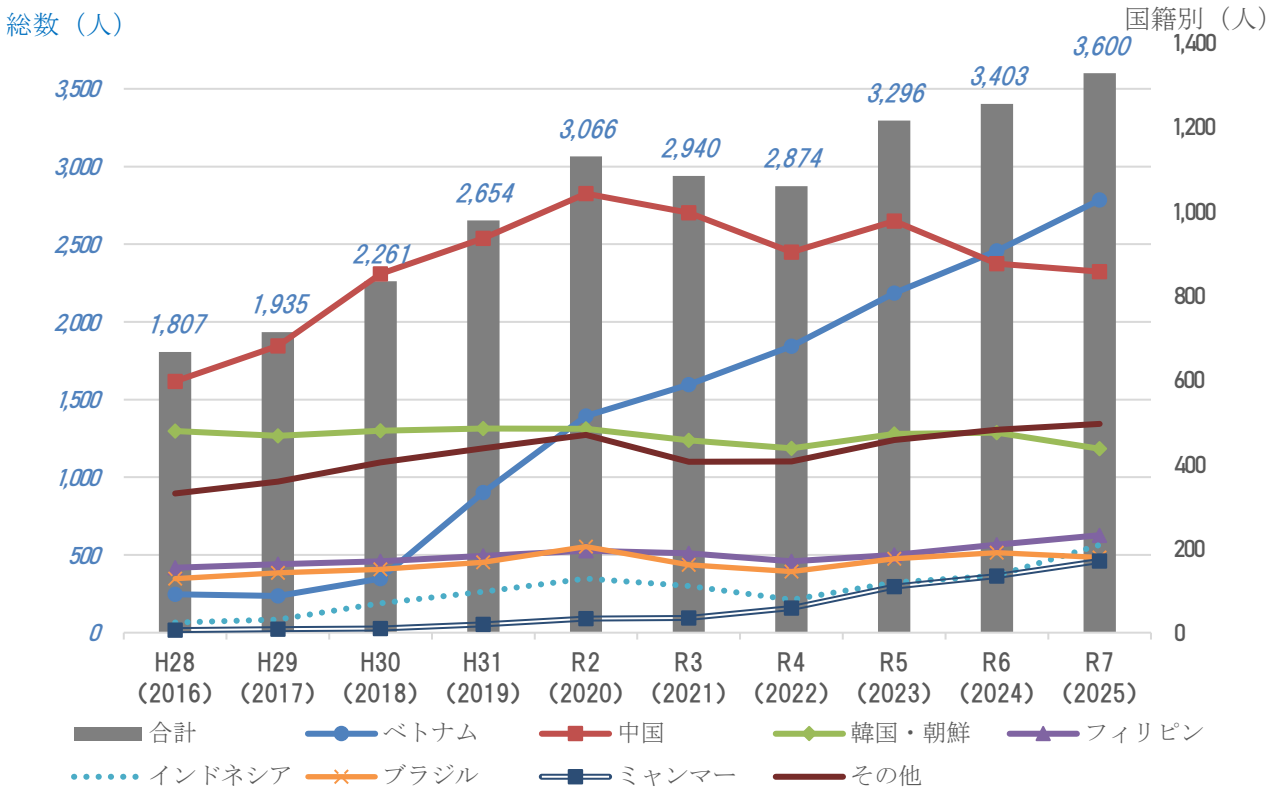

資料：住民基本台帳

（図９）草津市に住民登録のある外国人・日本人の年齢別状況（令和7年（2025年）3月末時点）

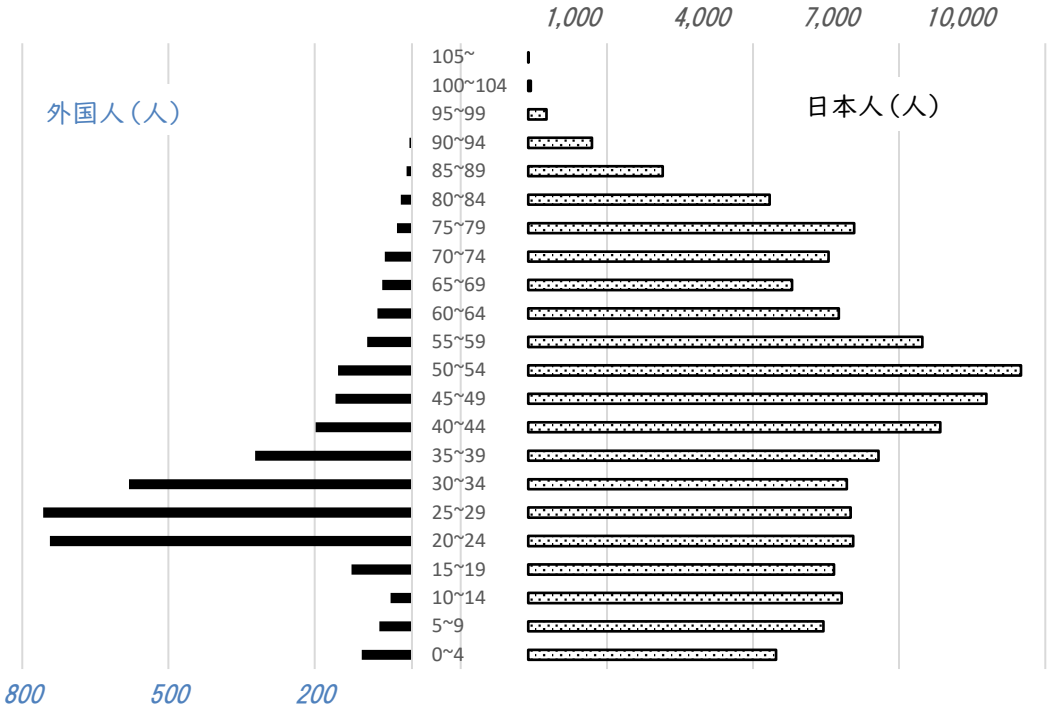

資料：住民基本台帳

（図１０）草津市の国籍別在留外国人数の推移（各年3月末時点）

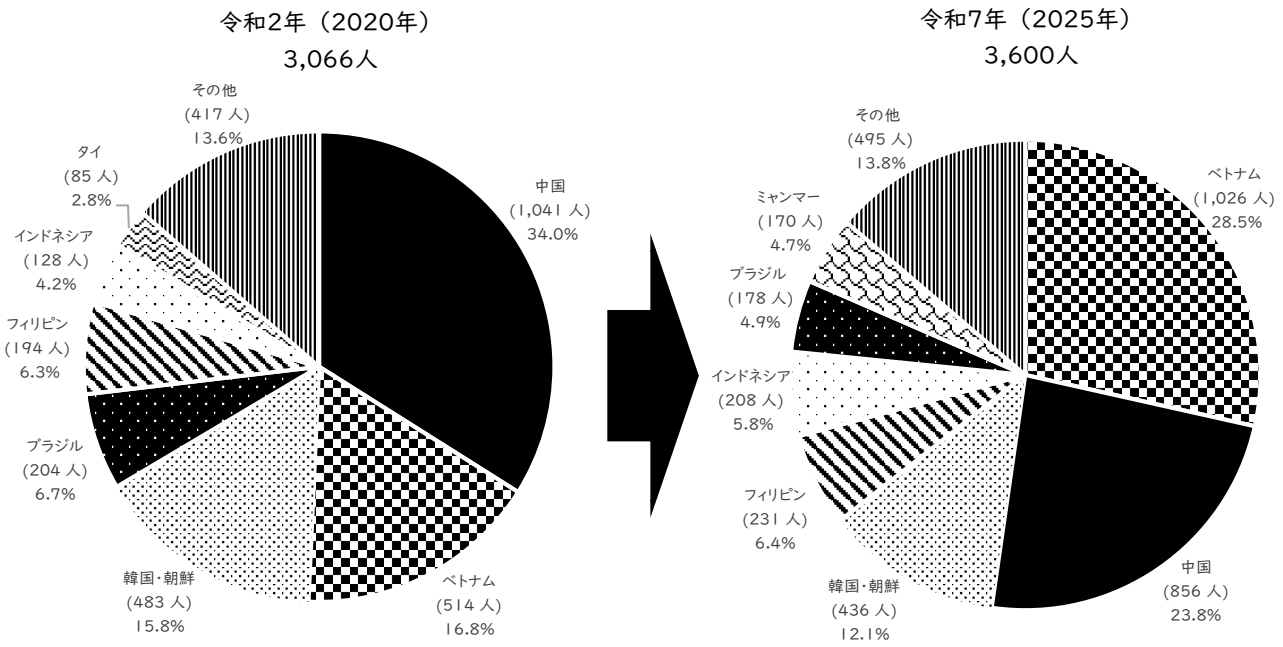

資料：住民基本台帳
※端数調整の関係で100%にならないことがあります。

（図１１）草津市の在留資格別在留外国人の推移（各年3月末時点）

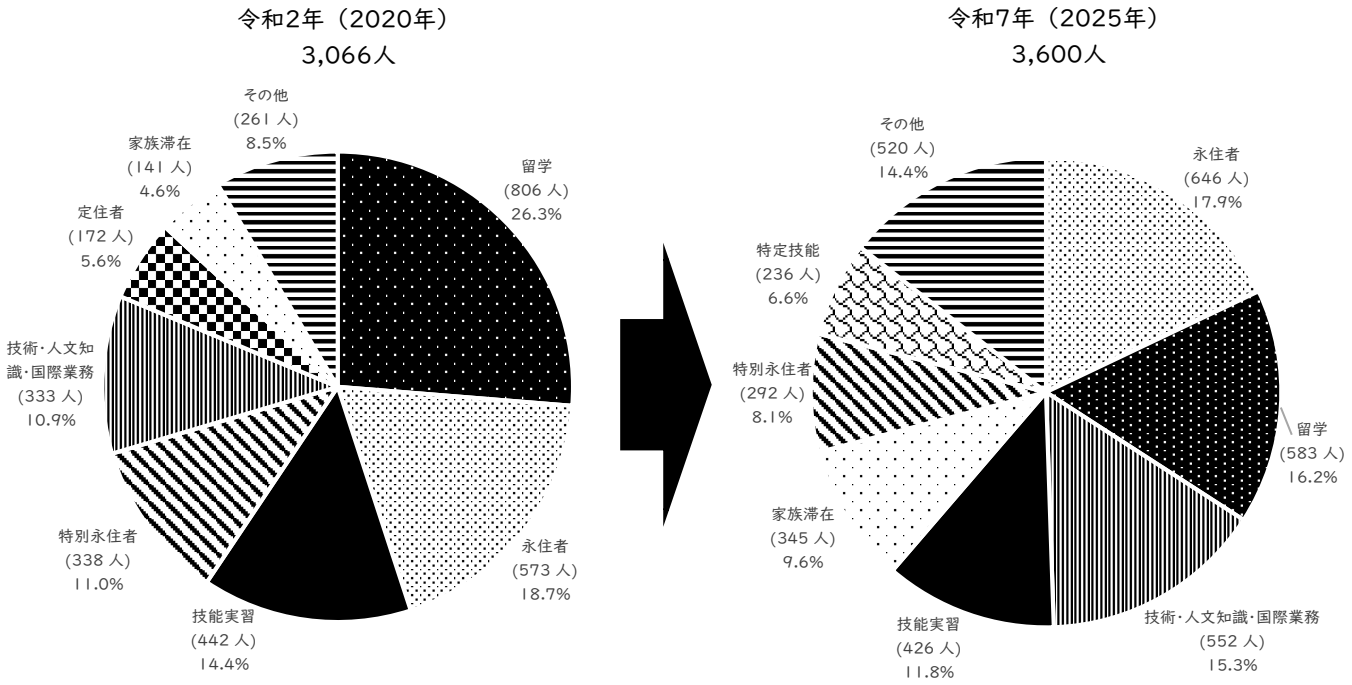

資料：住民基本台帳
※端数調整の関係で100%にならないことがあります。

（図１２）草津市の日本語指導が必要な児童生徒数（各年5月調査）

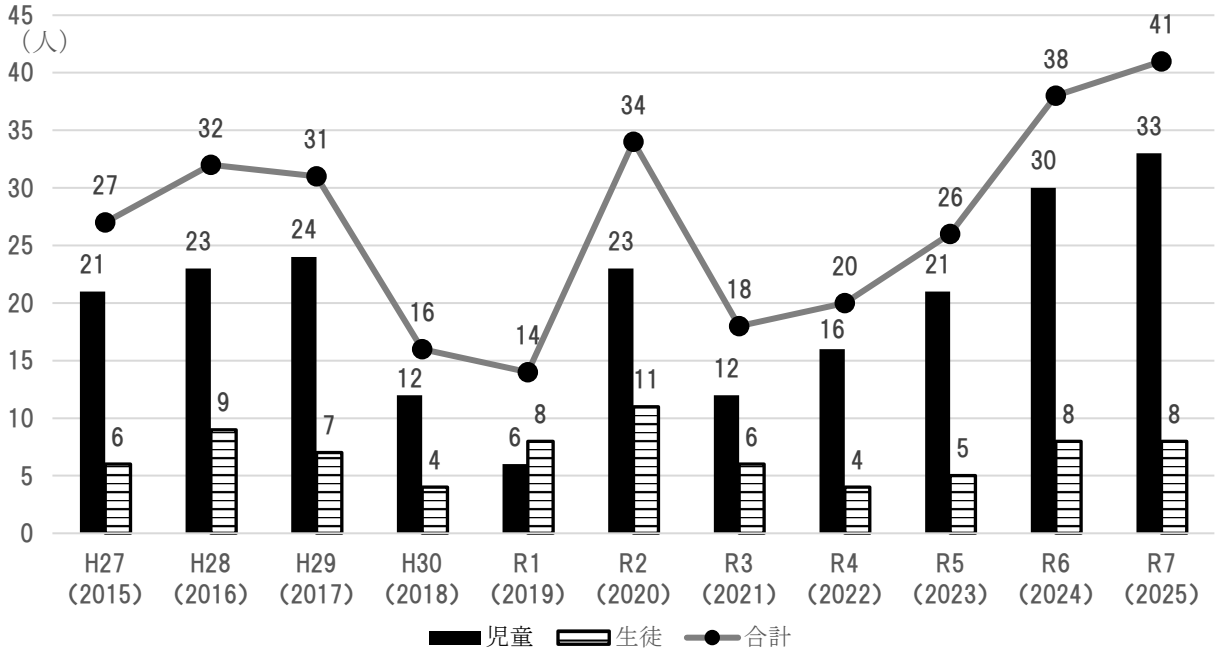

資料：草津市教育委員会調べ

4 現状から見える草津市の課題

草津市に住民登録のある外国人は直近5年間で534人（17.4%）増加しており、今後も増加することが見込まれます。国籍別では、直近5年間でベトナム国籍の外国人が特に増加しており、在留資格別では、主に「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「家族滞在」、「永住者」の在留資格を有する外国人が増加しています。

こうした中、在留年数にかかわらず、草津市で暮らす外国人が円滑に生活できるよう、引き続き、情報の多言語化ややさしい日本語の活用に加え、行政情報や生活情報の提供を充実させる必要があります。また、外国人市民が社会の構成員として生活し、地域や職場、学校等でコミュニケーションが図れるよう日本語学習希望者への日本語教室の情報提供や情報発信の手法について検討し、更なる日本語教育の推進に取り組む必要があります。

市内の小中学校においては、日本語指導が必要な児童生徒数は増加傾向にあり、日本語の習熟が十分でないことや文化的背景の違いにより、学校での学習内容の理解や学校生活に困難を抱える外国人児童生徒等への支援の必要性が高まっています。学校での学びや生活は将来の進路選択につながるため、日本語習得の支援や交流の場の提供など、外国人児童生徒等への更なる支援が必要です。また、外国人労働者が増加する中、外国人市民の就業機会の確保や働きやすい労働環境の整備のため、事業所等において同僚や上司とのコミュニケーションや職場理解のための取組が引き続き必要です。さらに、外国人市民の中には、地震や台風などの自然災害の経験や防災に対する知識が少ない人もいるため、災害時に備えて、外国人市民への防災意識の向上や職員および地域住民等への外国人市民の支援方法について、引き続き、普及・啓発に取り組む必要があります。日本の医療・保健・子育て・福祉などの制度については、日本語能力や母国との制度の違いにかかわらず、外国人市民が必要とする行政サービスにつながるよう相談体制を整備し、継続的に丁寧な対応が求められています。

今後も外国人市民数の増加が見込まれることからも、言語や文化的背景等の違いにかかわらず、外国人市民への理解を深め、互いを尊重できるよう、継続して多文化共生についての意識啓発に取り組むとともに、更なる外国人市民と日本人市民の交流の場の創出が求められています。また、多文化共生に係るイベントやコミュニティの場に関する情報が多くの人に行き渡るよう情報発信の手法を検討する必要があります。

少子高齢化が進展する中、これからの地域活性化の推進や急速に進展するグローバル化への対応には、外国人市民の地域社会への参画がより一層求められていくことから、外国人市民が主体的に地域社会に参画し、外国人としての視点や多様性を生かした地域活性化の推進の担い手として活躍できるよう取組を進めていく必要があります。

第３章　多文化共生の推進に関する基本的な考え方

１ 多文化共生のまちづくりの意義

【地域の活性化やグローバル化への貢献】

地域の外国人市民と日本人市民が、異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、様々な活動に共に参加し、協力するとともに、外国人市民が自らの強みや外国人独自の視点を生かして主体的に地域社会に参画することで、地域の活性化やグローバル化への貢献、地域の新たな担い手の確保につながります。また、本市に多く暮らす留学生の持つ知識や感性は、新たな地域文化を創造するきっかけとなり得ることから、留学生が地域社会に参画することで、地域の一層の活性化や発展が期待されます。

【市民の異文化理解力の向上】

文化的背景の異なる市民同士が交流し、互いの文化に触れる機会が増えることは、市民の異文化理解力の向上や、自身の文化にとらわれずグローバルな物の見方のできる人材の育成を図ることにつながります。

【人権意識の向上】

多文化共生を推進することは、互いの違いを認め合い、対等な関係を築くことであり、「国際人権規約」や「人種差別撤廃条約」、「草津市人権擁護に関する条例」等に規定された外国人市民を含めた全ての市民の人権尊重、人権意識の向上につながります。

【ユニバーサルデザインのまちづくり】

年齢、性別、文化、言語、能力等の違いにかかわらず、全ての人が暮らしやすいように、まちや物、環境、サービス等をつくっていこうとするユニバーサルデザインの考え方に基づいて、やさしい日本語や多言語での表記等、誰にとっても分かりやすい情報提供を進めることは、多様性が受け入れられるまちづくりの推進にもつながります。

2 基本理念と体系

（１）基本理念

外国人市民が増加傾向にあることから、共に地域で暮らす草津市民が相互理解と多様性を生かして協働することで、これからの多文化共生社会の実現を目指します。

お互いの違いを認め合い　共に支え合う

誰もが幸せを感じる多文化共生のまち　草津

Respect differences and support each other

Kusatsu, a multicultural city where you can live happily

（２）成果指標と実績目標

成果指標

項目	令和６年度 （2024 年度） 【実績】	令和 12 年度 （2030 年度） 【目標】
「多文化共生社会の構築」が重要だと思う市民の割合（%）	42.8	45.2

実績目標

項目	令和３年度～令和６年度 （2021 年度～2024 年度） 【実績】	令和８年度～令和 12 年度 （2026 年度～2030 年度） 【目標】
「やさしい日本語」に関する研修の受講者数	878 人/4 年 ［219 人/1 年（平均）］	2,500 人/5 年 ［500 人/1 年（平均）］
多文化共生に関する研修、交流会等の参加者数	10,065 人/4 年 ［2,516 人/1 年（平均）］	15,500 人/5 年 ［3,100 人/1 年（平均）］
行政情報などを SNS（LINE、X 等）を通じてやさしい日本語で発信する回数	0 回/4 年 ［0 回/1 年（平均）］	500 回/5 年 ［100 回/1 年（平均）］

（３）プランの体系

基本理念	お互いの違いを認め合い 共に支え合う 誰もが幸せを感じる多文化共生のまち 草津

基本方針	施 策	推進する取組
コミュニケーション支援	行政・生活情報の多言語化(ICTを活用)、相談体制の整備	○やさしい日本語・多言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供 ○外国人市民のための生活相談体制の充実
	日本語教育等の推進	○日本語教育等の推進
	生活に関する情報の提供	○生活に関する情報の提供
生活支援	教育機会の確保	○就学状況の把握 ○就学に関する多言語による情報提供・就学案内 ○日本語の学習支援 ○進路指導・キャリア教育 ○全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進 ○就学前教育・保育における多文化対応
	働きやすい労働環境の確保	○就業支援・起業支援・就業および職場環境の整備
	災害時の支援体制の整備	○外国人市民に関する防災対策の推進 ○多言語支援のための応援体制の整備 ○外国人市民の避難支援 ○避難所における外国人被災者対応
	医療（感染症対応含む）・保健サービスの提供	○多言語対応可能な医療機関・薬局の周知とけん診問診票の多言語化 ○乳幼児健診や健康相談における対応
	こども・子育ておよび福祉サービスの提供	○外国人市民のライフサイクルに応じた継続的な支援 ○外国人市民にも分かりやすい情報の充実
	住宅確保のための支援	○外国人市民に対する居住支援の推進
意識啓発と社会参画支援	多文化共生の意識啓発・醸成	○地域住民等に対する多文化共生の意識啓発 ○不当な差別的言動の解消 ○多文化共生の場づくり
	外国人市民の社会参画支援	○外国人市民と日本人市民の橋渡し役となる人材の把握・育成 ○外国人市民の地域社会への参画促進
地域活性化の推進やグローバル化への対応	留学生を含む外国人市民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応	○留学生を含む外国人市民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応
	留学生に対する生活支援等	○留学生に対する生活支援等

第４章　多文化共生施策の展開

１　コミュニケーション支援

基本目標

日本語能力が十分でない外国人市民は、言語の問題から、必要な行政サービスを受けられないことや生活に必要な情報を得られないこと、職場や地域でのコミュニケーションに困難を抱えることがあり、コミュニケーション支援の充実が求められています。

このことから、外国人市民に対して適切に行政・生活情報を提供するとともに、円滑にコミュニケーションが図れるよう、やさしい日本語の普及・活用、タブレット端末による多言語通訳サービスや翻訳機器等のICTを活用した情報の多言語化を推進します。また、外国人市民が日本で生活する上で必要な日本語を習得できるよう、日本語学習の機会を確保します。

【施策】

（１）行政・生活情報の多言語化（ICT を活用）、相談体制の整備

やさしい日本語・多言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供	
［取組の方向性］ ○各種制度・サービス等の手続きに関する説明書・申請書・納付書等の内容について、やさしい日本語での表現や多言語対応に努めます。 ○ユニバーサルデザインを考慮した施設案内等、誰にとっても分かりやすい表示を行います。 ○外国人市民に対して、多様なメディアを活用し、生活に必要な情報を分かりやすく提供します。	
取組内容	担当課（関係団体）
行政情報の多言語化	各課
各施設の利用案内のやさしい日本語および多言語での表示	各課
やさしい日本語での対応促進	まちづくり協働課
市ホームページや SNS（LINE、X 等）を活用した生活情報の提供	各課

外国人市民のための生活相談体制の充実	
［取組の方向性］ 〇行政、生活全般に関わる相談を受け付け、適切な情報提供を行います。必要に応じて関係機関への案内を行うなど、外国人市民向けの相談体制の維持・向上に努めるとともに、総合相談窓口の設置を検討します。 〇窓口でのやさしい日本語、通訳職員配置や ICT を活用した多言語通訳サービス等の多言語での対応を推進します。	
取組内容	担当課（関係団体）
通訳職員の配置	まちづくり協働課
タブレット端末による多言語通訳サービス	経営戦略課
外国人市民向け総合相談窓口の設置の検討	まちづくり協働課
やさしい日本語に関する研修の実施	まちづくり協働課

（２）日本語教育等の推進

日本語教育等の推進	
［取組の方向性］ 〇日本語教室が継続して運営できるよう草津市国際交流協会や市民公益活動団体のニーズに合わせた支援を行います。 〇日本語教育を希望する外国人市民に対し、学習機会を最大限確保できるよう、関係機関と連携し、日本語ボランティアの育成・確保を含めた体制の整備に努めます。 〇外国人市民が継続的に日本語や互いの文化を学べる交流の場の確保に努めます。	
取組内容	担当課（関係団体）
日本語教室の開催・運営支援	まちづくり協働課
外国人市民のニーズに合わせた日本語教室等の情報提供	まちづくり協働課 （草津市国際交流協会・市民公益活動団体）
やさしい日本語サロンや多文化共生に関するイベントでの日本文化の紹介	まちづくり協働課 （草津市国際交流協会）

（３）生活に関する情報の提供

生活に関する情報の提供	
［取組の方向性］ ○日本での生活のルールを紹介する生活オリエンテーション動画や本市での生活に必要な情報を提供します。	
取組内容	担当課（関係団体）
本市で生活を始めるための基本的な情報提供	まちづくり協働課

２　生活支援

基本目標

日本語指導が必要な児童生徒は、日本語を十分に理解できず、学校での学習内容の理解や友人とのコミュニケーションに困難を抱えることがあるため、日本語習得の支援などが必要です。また、地震や台風などの自然災害の経験が少ない外国人市民は、災害に対してどう行動してよいか分からず、適切な避難などができない恐れがあるため、防災に対する知識の普及・啓発や防災意識の向上が必要です。医療や保健サービス、子育ておよび福祉サービスについては、母国との制度の違い等により、制度の内容を十分に理解できていない人も必要な行政サービスを受けられるよう、対応が求められています。

このことから、外国人市民が安心して生活できるよう、教育・就労・防災・医療・保健・子育て・福祉・住居など生活する上で必要な情報について、分かりやすい情報提供を行うとともに、生活の様々な局面で直面する困難を解決するために相談・支援体制を整えます。

【施策】

（１）教育機会の確保

就学状況の把握	
［取組の方向性］ ○学齢簿に準じるものの作成にあたり外国人児童生徒等についての一体的な就学状況の管理・把握に努めます。	
取組内容	担当課（関係団体）
学齢簿に準じるものの作成にあたり外国人児童生徒等についての一体的な就学状況の管理・把握	学校教育課

就学に関する多言語による情報提供・就学案内	
［取組の方向性］ 〇外国人児童生徒等が就学の機会を逃さないように就学に向けた取組を推進します。	
取組内容	担当課（関係団体）
新小学一年生入学前の調査表のやさしい日本語化および翻訳言語の追加	学校教育課
不就学児童生徒の実態把握のための定期的な調査の実施	学校教育課
転入手続きの時に、必ず学校教育課を訪問するよう誘導	学校教育課
外国人児童生徒等への教育を支援する情報検索サイト「かすたねっと」の活用に係る情報提供	児童生徒支援課
日本語能力等に応じた一時的または正式な下学年への入学の受入れ	学校教育課

日本語の学習支援	
［取組の方向性］ 〇外国人児童生徒等の学習支援を進めるために、既存の事業や県等の制度を活用し学びを充実させます。 〇文部科学省が策定した、「外国人児童生徒受入れの手引き改訂版」等を参考に支援を検討します。	
取組内容	担当課（関係団体）
外国人児童生徒等教育相談員設置事業の周知および利用の拡大	児童生徒支援課
県等の制度を活用し、外国人児童生徒等の母語による学習支援体制の充実化	児童生徒支援課
日本語初期指導の取組の推進	児童生徒支援課

進路指導・キャリア教育	
［取組の方向性］ 〇外国人児童生徒等の高校等への進路指導を行います。	
取組内容	担当課（関係団体）
外国人児童生徒等教育相談員設置事業の推進	児童生徒支援課
外国人児童生徒等とその保護者に対して、入試等の進路について情報提供の実施	児童生徒支援課

全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進	
［取組の方向性］ 〇多文化共生に対応する国際理解教育を推進します。	
取組内容	担当課（関係団体）
全ての児童生徒に豊かな国際感覚を養い、多文化共生の意識を育むよう、各教育機関において国際理解教育の推進に向けた留学生等との連携・調整	児童生徒支援課

就学前教育・保育における多文化対応	
［取組の方向性］ 〇窓口や訪問時に多言語での相談対応を行います。	
取組内容	担当課（関係団体）
窓口や訪問時に、多言語通訳端末を利用した相談の実施	子育て相談センター
多言語の歌や遊び等を通した多文化共生につながる保育の実施	幼児課

（２）働きやすい労働環境の確保

就業支援・起業支援・就業および職場環境の整備	
［取組の方向性］ 〇外国人市民の就業機会を確保するため、関係機関との連携に努めます。 〇市内事業所に向けて、外国人市民の人権や多文化共生への理解促進に努めます。 〇起業意欲のある外国人市民の地域での起業支援に努めます。	
取組内容	担当課（関係団体）
事業所訪問による外国人市民の人権を含む人権啓発や外国人の雇用に関する支援制度の周知	商工観光労政課
草津市ビジネスサポートセンター事業の推進	商工観光労政課
関係団体との連携による起業支援	商工観光労政課 （企業・大学・市内就労関連施設）
就労支援相談事業の充実（やさしい日本語や多言語での対応）	人とくらしのサポートセンター
環びわ湖大学・地域コンソーシアムが実施する留学生事業の周知	草津未来研究所
留学生の就職について、関係大学や企業関係者等との相互理解の促進	草津未来研究所

（３）災害時の支援体制の整備

外国人市民に関する防災対策の推進	
［取組の方向性］ 〇外国人市民の防災意識の向上のため、外国人機能別消防団員を中心に啓発活動等を推進します。 〇外国人市民が災害時に適切に避難行動が取れるよう災害時の情報のやさしい日本語化や多言語化に努めます。 〇地域防災計画内の位置付けを検討します。	
取組内容	担当課（関係団体）
外国人機能別消防団員を中心とした防災講座等の開催	危機管理課
防災ハンドブック、ハザードマップの多言語化	危機管理課 河川課
「災害時外国人支援マニュアル」の策定の検討	まちづくり協働課

やさしい日本語や多言語による災害情報の発信と情報伝達手段の充実	広報課
避難所での表示の多言語化	まちづくり協働課
地域防災計画内の位置付けの検討	まちづくり協働課

多言語支援のための応援体制の整備	
［取組の方向性］ 〇災害時に外国人市民に正確な情報を提供し、意思疎通が円滑にできるよう多言語でのコミュニケーションの橋渡しをする外国人機能別消防団員の充実を図ります。	
取組内容	担当課（関係団体）
外国人機能別消防団員の充実	危機管理課

外国人市民の避難支援	
［取組の方向性］ 〇草津市避難行動要支援者登録制度を活用して外国人市民の避難支援に努めます。	
取組内容	担当課（関係団体）
草津市避難行動要支援者登録制度の推進	危機管理課 健康福祉政策課

避難所における外国人被災者対応	
［取組の方向性］ 〇関係機関と連携し外国人市民が安心して避難できる環境整備に努めます。	
取組内容	担当課（関係団体）
避難所運営マニュアルに沿った外国人市民への対応に必要な知識の啓発	まちづくり協働課 危機管理課

（４）医療（感染症対応含む）・保健サービスの提供

多言語対応可能な医療機関・薬局の周知とけん診問診票の多言語化	
［取組の方向性］ 〇関係機関と連携して多言語対応が可能な医療機関・薬局についての情報提供を行います。	
取組内容	担当課（関係団体）
医療情報ネットおよび多言語版けん診問診票の周知・啓発	健康増進課

乳幼児健診や健康相談における対応	
［取組の方向性］ 〇乳幼児健診や健康相談時に、多言語での相談対応を行います。	
取組内容	担当課（関係団体）
乳幼児健診や健康相談時に、多言語通訳端末を利用した相談および通訳の派遣の実施	子育て相談センター

（５）こども・子育ておよび福祉サービスの提供

外国人市民のライフサイクルに応じた継続的な支援	
［取組の方向性］ 〇外国人市民のライフサイクルの中で生じる様々な問題に対応できるよう、各分野での相談体制の充実や総合相談窓口の設置等を進めます。	
取組内容	担当課（関係団体）
各分野での相談体制の充実と連携の強化	人とくらしのサポートセンター 男女共同参画センター 子育て相談センター
外国人市民向け総合相談窓口の設置の検討（再掲）	まちづくり協働課

外国人市民にも分かりやすい情報の充実	
［取組の方向性］ 〇外国人市民にも分かりやすい情報提供の充実を図ります。	
取組内容	担当課（関係団体）
子育てに関する事業における通訳の派遣	子育て相談センター
窓口や訪問時に、多言語通訳端末を利用した相談の実施（再掲）	子育て相談センター
就学前教育・保育施設等の利用に関する翻訳情報の充実	幼児課
福祉医療制度に関する情報提供の充実	保険年金課

（６）住宅確保のための支援

外国人市民に対する居住支援の推進	
［取組の方向性］ 〇市営住宅の制度案内について、やさしい日本語や多言語での対応に努めます。 〇外国人市民の賃貸住宅等への入居の円滑化を推進するため、情報提供や啓発に努めます。	
取組内容	担当課（関係団体）
やさしい日本語および多言語での窓口対応	市営住宅課
市営住宅入居のしおりのやさしい日本語版、多言語版の作成	市営住宅課
草津市居住支援協議会や外国人を対象にした「居住支援法人」等の情報提供の実施	建築政策課
国土交通省作成「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」や「各国語契約見本」等の情報提供の実施	建築政策課

３　意識啓発と社会参画支援

基本目標

多くの国からの外国人市民の増加や定住化に伴い、多様な言語や文化、宗教等を持つ外国人市民が生活しており、国籍等にかかわらず互いに理解し、認め合う地域づくりが求められています。

誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、外国人市民と日本人市民のつながりや助け合いの場の充実を図り、交流を促すことで顔の見える関係性を築くことが大切です。

このことから、外国人市民と日本人市民が互いに人権と個性を尊重し合い、地域社会の一員として共に暮らしていけるよう、多文化共生に関する意識啓発や国際理解、地域社会への参画等の促進に取り組みます。

【施策】

（１）多文化共生の意識啓発・醸成

地域住民等に対する多文化共生の意識啓発	
［取組の方向性］ 〇外国人市民と日本人市民が互いの違いを認め合い、共に理解し、尊重し合う気持ちを持てるよう多文化共生意識の高揚を図ります。	
取組内容	担当課（関係団体）
図書館での多文化共生に関する書籍・資料の展示	図書館
人権・同和問題職員研修の実施	人権センター
町内学習懇談会での啓発教材への組み入れ	人権センター
多文化共生に関する研修等の実施や交流機会の提供	職員課 まちづくり協働課 （草津市国際交流協会）
やさしい日本語に関する研修の実施（再掲）	まちづくり協働課

不当な差別的言動の解消	
［取組の方向性］ 〇外国人市民に対する偏見や差別的言動の解消のため、教育や啓発に努めます。	
取組内容	担当課（関係団体）
町内学習懇談会での啓発教材への組み入れ（再掲）	人権センター
人権・同和問題職員研修、ヘイトスピーチ解消法に基づいた啓発	人権センター
多文化共生等をテーマにした職員研修の実施	職員課

多文化共生の場づくり	
［取組の方向性］ 〇外国人市民と日本人市民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりに努めます。 〇外国人市民の母国の文化や日本の文化等を紹介し合える交流イベントを通じて、互いの文化に触れる機会を増やし、市民の異文化理解力の向上や国際感覚の育成を図るとともに、外国人市民の社会参画を促進します。	
取組内容	担当課（関係団体）
図書館での多文化共生に関する書籍・資料の展示（再掲）	図書館
やさしい日本語サロンの開催	まちづくり協働課 （草津市国際交流協会）
外国人市民と日本人市民が気軽に集える交流機会の提供	まちづくり協働課 （草津市国際交流協会）
国際交流イベントの実施や周知	まちづくり協働課 （草津市国際交流協会）

（２）外国人市民の社会参画支援

外国人市民と日本人市民の橋渡し役となる人材の把握・育成	
［取組の方向性］ 〇多文化共生という観点で、行政、市民公益活動団体、企業等のつなぎ役となる人材を把握・育成します。	
取組内容	担当課（関係団体）
外国人機能別消防団員の育成・支援	危機管理課
多文化共生に取り組む人材の把握・育成	まちづくり協働課 （草津市国際交流協会）

外国人市民の地域社会への参画促進	
［取組の方向性］ 〇外国人市民が持つ語学力や知識、国際感覚等を生かして、意見を施策に反映できる環境を整えます。 〇外国人市民の地域社会への参画促進に努めます。	
取組内容	担当課（関係団体）
外国人市民の審議会や委員会への参加の促進	まちづくり協働課
まちづくり協議会や町内会の役割や意義の周知	まちづくり協働課 （まちづくり協議会・町内会）
地域における外国人市民と日本人市民の交流イベント等への参加の促進（ホームページや SNS（LINE、X 等）を活用した情報発信）	まちづくり協働課 （草津市国際交流協会）

4　地域活性化の推進やグローバル化への対応

基本目標

日本の少子高齢化が進展する中、本市も将来的には人口減少が見込まれており、外国人市民と共に地域社会の活性化の推進やグローバル化に対応していく必要があります。

このことから、外国人市民が自らの強みや独自の視点を生かして、まちづくりの担い手として主体的に地域社会に参画し、地域の維持・活性化や急速に進展するグローバル化へ対応できるよう、外国人市民との連携・協働の推進や外国人市民の知見やノウハウの活用を図ります。

【施策】

（１）留学生を含む外国人市民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

留学生を含む外国人市民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応	
［取組の方向性］ 〇地域での起業支援に努めます。 〇留学生を含む外国人市民が持つ語学力や知識、国際感覚等を生かして、地域の活性化やグローバル化等に貢献できる環境を整えます。	
取組内容	担当課（関係団体）
外国人市民の審議会や委員会への参加の促進（再掲）	まちづくり協働課
関係団体との連携による起業支援（再掲）	商工観光労政課 （企業・大学・市内就労関連施設）
留学生等の地域でのイベントへの参加の拡大	まちづくり協働課 （草津市国際交流協会・まちづくり協議会・町内会）
語学力や国際感覚等を生かした様々な活動への参画	まちづくり協働課 （草津市国際交流協会・まちづくり協議会・町内会）

（２）留学生に対する生活支援等

留学生に対する生活支援等	
［取組の方向性］ 〇留学生に対する生活支援や地域住民等との交流機会の提供を行います。	
取組内容	担当課（関係団体）
就労支援相談事業の充実（やさしい日本語や多言語での対応）（再掲）	人とくらしのサポートセンター
外国人市民と日本人市民が気軽に集える交流機会の提供（再掲）	まちづくり協働課 （草津市国際交流協会）
まちづくり協議会や町内会の役割や意義の周知（再掲）	まちづくり協働課 （まちづくり協議会・町内会）

第５章　多文化共生施策の推進

１ それぞれの役割

多文化共生施策は生活全般におよぶ幅広い分野にわたるため、多文化共生を着実に推進していくためには、様々な担い手が、それぞれの役割を果たしつつ、連携･協働を積極的に図りながら取り組んでいく必要があります。

（１）市民

国籍にかかわらず、共に地域で暮らす一員として、互いの違いを理解、尊重するとともに、交流を深め、多文化共生の地域づくりを推進することが求められています。

日本人市民は、外国の文化や生活習慣等の理解に努め、外国人市民を地域社会の担い手として対等な仲間・パートナーとして受け入れるとともに、交流を深めることが求められます。

外国人市民は、地域社会で自立して円滑に生活していくために、必要な日本語の習得や日本の文化、生活習慣の理解に努めるとともに、日本の法令や地域社会のルールを遵守し、地域社会の一員として活躍することが求められています。

（２）まちづくり協議会・町内会

14学区のまちづくり協議会は地域まちづくりセンターを拠点に、地域の特性を生かした地域主体のまちづくりを展開しています。町内会は、市民にとって最も身近な地縁組織で、地域づくりにおける基礎的なコミュニティです。

外国にはまちづくり協議会や町内会といった地域コミュニティがない国もあることから、外国人市民に対し、まずは、まちづくり協議会や町内会の役割について理解を得るとともに、町内会への加入を促進する取組が求められます。また外国人市民と日本人市民の相互理解が図れるよう交流の場を設け、共に地域づくりのパートナーとして、積極的に交流することが求められます。

（３）市民公益活動団体

多文化共生の取組は、NPO、ボランティア団体、任意団体等の市民公益活動団体の活発な活動に支えられています。各団体が持つノウハウや情報、ネットワーク等、各団体の特色を生かし、地域のニーズを的確に把握しながら活動していくことが求められます。また外国人市民が、日本人市民と共に市民活動の中心となったり、外国人市民同士のネットワークを広げたりすることも期待されます。

（４）草津市国際交流協会

草津市国際交流協会は、日本語教室等の外国人市民の支援のための活動を通じて、市と市民やまちづくり協議会、各種団体とをつなぐ役割を担っています。

今後も、多言語による情報提供、外国人市民等に対する相談事業、市民公益活動団体の活動支援、多文化共生に関する啓発活動・交流事業やボランティアの育成等、幅広い分野での取組の推進を図り、多文化共生のまちづくりに努めることが期待されます。

（５）教育・保育機関（保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高等学校）

教育・保育機関には、こどもの多様な文化への興味や理解を育む機会を増やすことが求められます。令和元年（2019年）6月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、小中学校等においては、外国人児童生徒等に対して学びやすい教育環境づくりを進め、その状況に応じた日本語指導や学習支援等を行うことが期待されます。また、外国にルーツを持つこども達も地域活性化の担い手となってくれる将来像をイメージして、地域と連携していくことも期待されます。市内の高等学校との連携も含め、教育環境の整備、進学や就職に関する支援体制の整備が求められます。

（６）医療・保健・福祉関係機関

医療・保健・福祉サービスの提供を行っている機関は、外国人市民が安心して利用できる医療・保健・福祉体制の整備が欠かせません。そのため、言語や文化・各種サービスの違いに配慮を行い、情報提供に努めることが期待されます。

（７）企業

外国人市民を雇用している企業は、労働基準法、労働契約法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令の遵守はもとより、雇用された外国人市民とその家族が安心して暮らせるよう、生活に関するルール等の周知や生活に必要な日本語習得の支援等が求められます。さらに、外国人市民を利用者と捉え、提供するサービスにおけるやさしい日本語の活用や、多言語化の推進が期待されます。

また、起業意欲のある外国人市民が起業家として活躍できるように、商工会議所等と連携し支援することが期待されます。

（８）高等教育機関

本市に立地する高等教育機関は、グローバル化を推進し、教育・研究の高度化を図り、魅力ある教育環境づくりを進めることで留学生の受入れを促進するとともに、留学生に対して教育・研究や生活に対する適切なサポートを充実させていくことが求められます。

また、地域や国際交流協会等と連携し、市民への多文化共生や国際理解教育の推進・啓発、

留学生等によるボランティア活動等、地域の多文化共生推進の取組への参画が期待されます。

さらに、留学生等のグローバル人材の就職支援等の地域定着について、関係団体と連携した積極的な取組が望まれます。

（９）市

市は、市民サービスを提供する基礎自治体として、外国人市民が日本人市民と同様に行政サービスを享受できるように努め、全ての市民に対して国際理解や多文化共生に関する啓発を図ります。また、まちづくり協働部（まちづくり協働課）が中心となって、多文化共生に取り組む各主体との連携を強化しながら、広域的な課題については、国・県とも連携を図り、一層効果的な多文化共生施策を行う役割を担うとともに、誰もが生きがいを持ち、健やかで幸せに暮らし続けられる健幸都市づくりを推し進めます。

資料編

＜本プランにおける用語の定義＞

＊外国人市民

国籍にかかわらず本市に居住、通勤もしくは通学する、または市内で事業を営む外国にルーツを持つ者

＊留学生

日本の大学等に通学している外国籍の者（大学等卒業者で就職活動中の者を含む）

＊外国人児童生徒等

国籍にかかわらず外国にルーツを持つ児童生徒

＜用語解説（五十音順）＞

［あ行］

＊ICT

Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。コンピュータ情報通信ネットワーク（インターネット等）の情報通信技術を表す言葉

＊育成就労制度

令和6年（2024年）6月に改正された「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」により創設が決定した、日本の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする制度。令和9年（2027年）に施行される予定

＊ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良好な状態を表す概念

＊永住者

法務大臣が永住を認める者。原則10年以上継続して日本に在留（うち5年は就労資格または居住資格で在留していること。）し、①素行が善良であること②独立の生計を営むに足りる資産または技能を有すること③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることなどの要件を満たす外国人

＊SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネット上の交流を構築するサービス

［か行］

＊外国人機能別消防団員

災害時には支援が必要な立場にあると考えられている外国人市民が消防団員となり、様々な訓練を通じ、助けを求める側から助ける側へのシフトチェンジを図っている。

＊韓国・朝鮮

朝鮮半島出身者およびその子孫等で、韓国籍をはじめいずれかの国籍があることが確認されていない者は、在留カード等の「国籍・地域」欄に「朝鮮」の標記がなされている。

＊技術・人文知識・国際業務

日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野もしくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務に従事する活動のための在留資格

＊技能実習

日本が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能・技術または知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とした外国人技能実習制度による在留資格

＊グローバル化

資本や人等の国境を越えた移動が活発化し、社会的、文化的、経済的に世界と結びつきが深まること

［さ行］

＊在留資格

外国人が日本に在留する間、一定の活動を行うことができること、あるいは一定の身分または地位を有する者として活動を行うことができることを示す出入国管理及び難民認定法上の法的資格

＊市民公益活動団体

不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に活動を行う営利を目的としない団体

＊就労支援相談事業

外国人等働く意欲がありながら就労を妨げる様々な要因を抱える人に対して、就労を阻害する要因の解消を図り、ハローワークなどと連携し、一人ひとりにあった就労支援を行う事業

［た行］

＊多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしな

がら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

＊定住者

法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

＊特定技能

人材の確保が困難な一部の産業分野等における人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を労働者として受け入れることを目的とした特定技能制度による在留資格

＊特別永住者

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法で定める平和条約国籍離脱者および平和条約国籍離脱者の子孫

［な行］

＊日本語指導が必要な児童生徒

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（文部科学省）」における、日本語で日常会話が十分にできない児童生徒、もしくは、日常会話ができても学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒（日本国籍の児童生徒を含む）

［は行］

＊ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であることまたはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなど一方的な内容の言動

［や行］

＊やさしい日本語

難しい単語や用語、表現を使わずに外国人にも分かりやすく表現する日本語

＊ユニバーサルデザイン

年齢や性別、文化や言語、能力等の違いにかかわらず、全ての人が暮らしやすいように、まちや物、環境、サービス等をつくっていこうとする考え方

＜草津市多文化共生推進プラン策定委員会　委員名簿＞

役職	氏名	所属等
委員長	小澤　亘	立命館大学 特別任用教授・名誉教授
副委員長	南元　鵬	草津市国際交流協会 理事
委員	有村　敬三	パナソニック株式会社 人事センター 総務部 総務課 課長
	恩地　美和	オリーブ 代表
	片岡　龍之	立命館大学 国際部 国際課 課長（令和7年（2025年）9月30日まで）
	久保田　奈津子	公募委員
	鶴田　真理子	公募委員
	中西　まり子	草津市人権擁護推進協議会 委員
	成田　陽子	笠縫東小学校 校長
	堀池　寛	遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議 副会長
	三好　真紀	立命館大学 国際部次長 兼 国際課 課長（令和7年（2025年）10月1日から）

〈五十音順、敬称略〉

＜草津市多文化共生推進プラン策定委員会　経過＞

開催日時		主な審議事項
第1回【諮問】	令和7年（2025年）7月16日（水）	・第２次草津市多文化共生推進プランの諮問 ・草津市多文化共生推進プランの総括について ・第２次草津市多文化共生推進プランの骨子の方向性について
第2回	令和7年（2025年）9月24日（水）	・第２次草津市多文化共生推進プランの素案について
第3回	令和7年（2025年）12月17日（水）	・第２次草津市多文化共生推進プラン（案）について
【答申】	令和7年（2025年）12月24日（水）	・第２次草津市多文化共生推進プラン（案）の答申

＜パブリックコメント＞

実施期間：令和8年（2026年）1月5日～令和8年（2026年）2月4日

意見総数：7件

第２次草津市多文化共生推進プラン

令和8年（2026年）3月

草津市 まちづくり協働部 まちづくり協働課

〒525-8588　滋賀県草津市草津三丁目13番30号

TEL：077-561-2337　　FAX：077-561-2482